宮崎県大島畠田遺跡をめぐる一考察

柴田博子

A Study of Ooshimahatakeda Site in Miyazaki Prefecture

Hiroko SHIBATA

はじめに

大島畠田遺跡は、宮崎県都城市金田町に所在する、9世紀後半から10世紀前半の間存続した邸宅 跡と評価される遺跡である。

遺跡地は圃場整備事業に伴い、1999年1月から宮崎県埋蔵文化財センターが記録保存のため全面的な発掘調査を実施した。約10,000㎡を調査した結果、平安時代前期の大型建物跡、池状遺構、四脚門などの重要な遺構が発見され、全国的にも貴重な地方における有力者の邸宅跡の全容が明らかな遺跡であることが判明した。そこで遺跡地を事業対象から除外して現状保存がはかられ、2002年3月に国の史跡に指定された。その後2011年・2012年に都城市教育委員会が確認調査を行い、2017年には大島畠田遺跡歴史公園として整備されている。

本稿では、まず近年の考古学的な調査成果を踏まえて遺跡を位置づけなおし、次に文献史料から 平安時代前期の地方にこのような邸宅が建つ歴史的状況と、邸宅の主として想定される立場の者に ついて検討を加えたい。

1. 大島畠田遺跡の様相

(1)発掘調査の成果

まず大島畠田遺跡について、宮崎県埋蔵文化財センターによる発掘調査報告書¹¹及び都城市教育委員会による確認調査報告書¹²にもとづき、調査成果をまとめてお**く**。

大島畠田遺跡は、南北約25km、東西約15kmの楕円形をなす都城盆地のほぼ中央に位置し、南から北へ流れる大淀川と、西からこれに合流する庄内川との合流地点に形成された沖積地の微高地上に立地する。西側に広がる大淀川氾濫原とは約1.5mの比高差があり、川に面して僅かに高く見通しの良い、しかも霧島山を一望できる景観に優れたところが選地されている【図1】。筆者は、大淀川の堤防改修前であった発掘調査中に現地を訪れたことがあるが、遺跡地に立つと大淀川の流れを見下ろすことができた。このように、遺跡は都城盆地内の河川交通を掌握できるところに立地しており、調査区内では船着き場等の遺構は確認されなかったが、屋敷地から南西方向へ下りた辺りにあったかもしれないとみられている。

屋敷地は、東側を自然地形のくぼ地、南側は溝や門により区画され、南北約65m、東西60m余の



図1 遺跡周辺の地形図〔出典:註(2)報告書〕

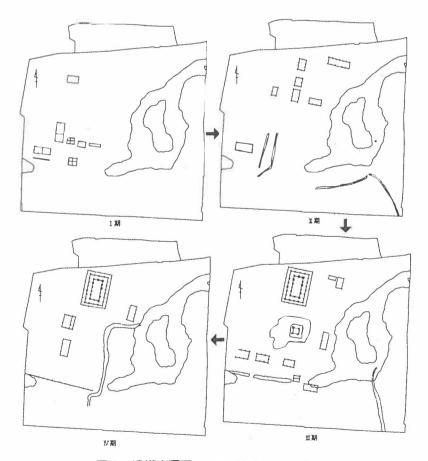


図2 遺構変遷図〔出典:註(1)報告書〕

規模がある。検出された古代~中世の遺構は、掘立柱建物跡35棟、土坑25基、溝状遺構37条、池状遺構1基、区画施設として区画溝1条、門1基、柵列2基などがある。なお調査の途中で保存の方針が決まったため、輪郭を確認しただけで未掘の遺構が多くある。

出土遺物は、池状遺構や東側のくぼ地内堆積物から出土したものが大半であるが、溝状遺構や掘立住建物の柱穴からの出土もある。土師器坏類が最も多く、須恵器、黒色土器、焼塩壷のほか、京都産・防長産の緑釉陶器、東海系の灰釉陶器、越州窯系青磁・白磁などの貿易陶磁があり、これら遠方からの搬入品の量が九州南部の同時代の遺跡のなかで目立って多いという特徴がある⁶³³。土師器坏類から時期をみると、9世紀第2四半期から10世紀前半の間を推移している。越州窯系青磁碗には1類・II類があり、白磁はI類碗があって、9世紀後半から10世紀前半までの時期幅が想定され、土師器の時期と合致する。遺物にはほかに刀子・鉄鏃や、錐・鎌と考えられる鉄製品、鉄滓やふいご羽口など金属加工関連遺物があり、鍛冶関連の工房を備えていたと推定される。金属酸化物が付着した坩堝とみられる土器片には銅や錫を検出したものもある。

平安時代の遺構は4時期に分けられる【図2】。9世紀第2四半期に始まる I 期は、主軸が7度 前後東に振れる建物で、束柱を有する建物2棟と倉庫と想定される小規模な建物などで構成される。 大淀川の交通における物資の輸送拠点であったと想定されている。 II 期は、主軸が11度前後東に触 れる建物7棟からなり、「コ」の字状の建物配置の様相がみられることから、何らかの公的機関が 設けられた可能性もあるとされる。

屋敷地が形成されるⅢ期は、主軸が13度前後東に振れる建物 9 棟、中島を伴う池状遺構、四脚門、区画溝があり、邸宅の様相を示す。主屋は南北棟の大型掘立柱建物で、桁行 5 間・梁行 2 間の身舎に四面廂が付き、さらにその外側に縁を伴っている。柱掘方中央で心々距離を測ると、身舎は南北約11.7m・東西約5.5m、廂が南北約16.5m・東西約10.7m、縁までいれると南北約20.1m・東西約14.3mになる。廂までの建物面積が176.6㎡、縁までふくめれば総面積は287㎡に及ぶ。この建物規模は同時代の九州南部(日向・大隅・薩摩)を見渡しても、宮崎県西都市で発掘調査された日向国庁正殿中に次ぐ、突出した大きさである。柱掘り方は円形を基本とし、身舎では長径1.4~0.96m、短径1.28~0.83m、検出面からの深さが1.23~0.39mで、一定ではないものの同時期の他の遺跡のそれより大きく、柱痕跡も径0.41~0.26mを測る。身舎と廂は床張り・板葺きで、建物正面は東側と考えられている。Ⅲ期には屋敷地を区画する施設として、南側に溝とそれに付随する四脚門が設けられている。

大型建物の南側に人工的に掘られた池状遺構は、素掘りで不定形の溝を掘りめぐらし、中央に地山を残して中島を形成している。10~30cm大の河原石が出土することから、中島は葺石されていたようである。橋は確認されていない。中島には大型建物の柱穴と大きさ・深さがよく似た柱穴からなる1間×1間の建物が設けられ、祠ないし小堂といった信仰の対象であったと想定されているが、祭祀・仏事関連の遺物は見つかっていない。池状遺構から出土した大量の遺物は土師器坏類が多く、そのなかには後述する「泉」墨書土器があり、水との関連が推察される。なお自然科学分析(珪藻分析)によると、池状遺構内部は常時水が満たされていた環境ではなく、時期や季節によって短期

間滯水する程度であったとみられている。

IV期は10世紀前半とみられる時期で、4棟の建物と柵列1基からなる。池状遺構は埋没するが、 大型建物は建て替え等が想定され、存続していた可能性が高い。その後、空白期をおいて12世紀前 半から中頃に、調査区の南東隅で3棟の建物が確認されている。

大島畠田遺跡で注目されるのは、やはり大型建物と池状遺構、四脚門、多量の陶磁器といった邸宅の様相を示す遺構と遺物である。そこで次に、当該時期の都城盆地に対象を広げ、大島畠田遺跡を位置づけたい。

(2) 平安時代前期の都城盆地

都城盆地における古代遺跡の分布を検討した桒畑光博氏によると、奈良時代の遺跡が僅少であったのに対して、9世紀中頃には明らかな遺跡数の増加が認められ、都城盆地のほぼ全域にまんべんなく分布するようになる⁽⁵⁾。

大島畠田遺跡から南西約 6 kmの横市川流域にある馬渡遺跡(都城市蓑原町)は、大島畠田遺跡とほぼ同時期の、9世紀第2四半期~10世紀初頭の屋敷地である。ここでは谷や人工的な溝で区画された中に、身舎が桁行3間・梁行2間に四面廂をもつ総面積87.92㎡の掘立柱建物が検出されている。土師器・須恵器のほか、大島畠田遺跡よりはるかに少ないが緑釉陶器や灰釉陶器、越州窯系青磁、白磁、さらに石製銙具1点も出土していることから、郷長クラスの居宅跡ではないかと推察されている⁶⁶。同じく横市川流域の坂元A遺跡(都城市南横市町)では、縄文晩期後半から中世まで各時代の水田遺構が検出されているが、なかでも平安時代の耕作土の断面には大きな段差や数十センチに及ぶ水田層の厚さが認められることから、当時、水田開発に際してそれ以前とは異なる大規模な土木工事を行っていたと推定されている。そしてこれらの遺跡の花粉分析によると、平安時代からカシ類などの照葉樹林が大幅に減少し、二次林であるマツ類が目立つようになることから、平安時代以後に一帯の照葉樹林が集落域の開発のため伐採されたとみられている⁶⁷。このように9~10世紀の都城盆地では、開発・開墾の大きな波があったことが見てとれる。

都城盆地には、日向国府と大隅国府(鹿児島県霧島市)を結ぶ官道が通っていたと考えられる。 『延喜式』(兵部)に載る島津駅の遺構は未発見であるが、大島畠田遺跡から南へ約3㎞の都城市郡 元町付近に想定されている。そして盆地から西へ大隅国府に向けて、横市川流域のルートに官道が 通っていた可能も考えられる。そのため馬渡遺跡の四面廂建物について、交通路に関係した人物の 居宅との見方もある⁽⁸⁾。

いっぽう大島畠田遺跡から北東約3kmで発見された並木添遺跡(都城市高木町)では、9世紀後半から10世紀代に使用されていたとみられる道路状遺構が検出されている。道路幅は2~2.3m、最大で6mと一般的な官道より狭いが、調査範囲だけで総延長420mにわたってほぼ直線的に北東から南西方向へ延びている。このように広域的かつ計画的につくられた道であること、石製銙具が出土していることから、日向国府へ通じる平安時代の官道であった可能性も考えられている。

また並木添遺跡からさらに北東へ約3kmに所在する真米田遺跡(都城市高城町)も、大島畠田遺

跡とほぼ同時期の遺跡で、大型の掘立柱建物が見つかっている。中心となる建物は9世紀末~10世紀前半のもので、桁行5間(11.3m)・梁行2間(4.96m)あり、廂は伴わない。柱掘り方は円形ないし楕円形で1.2~0.8m、検出面からの深さは1~0.35m、柱の直径は0.2~0.25m程度と、柱の規模が大きい。建物の面積は大島畠田遺跡の主屋にはるかに及ばないが、出土遺物のなかでも陶磁器類は良品を含んで多く、国産緑釉陶器が136点(京都産が大部分を占める)、越州窯系青磁がⅠ・Ⅱ類合わせて172点と、現段階では宮崎県内で最多の出土量になる。また風字硯が1点出土している10。

奥米田遺跡に対して大島畠田遺跡では、古代の定型硯は確認されておらず、転用硯についても可能性のあるものが数点あるが確実ではない。文字資料は墨書土器が18点、土師器の坏および高台付碗の体部外面に記載がある。判読できる文字は、「泉」3点、「春」(春の可能性もある)1点、「井?」1点、「太?」1点があるが、いずれも達筆とは言い難い。このうち「泉」2点と「井?」1点を含む7点が、常時水があったわけではない池状遺構から出土している。滞水したタイミングで墨書したのかもしれないと想像され、興味深い。

大島畠田遺跡の所在する都城盆地は、日向国南西部を占める諸県郡に属する。諸県郡の郡家は未発見であるが、おそらく本庄古墳群が展開する国富町本庄付近にあったのではないかと推測される。諸県郡は現在の都城市・えびの市・小林市、宮崎市の穆佐・高岡、東諸県郡国富町・綾町、さらに鹿児島県曽於市の一部をふくむ広大な郡であったから、郡家から遠い都城盆地や加久藤盆地などには、何らかの出先機関が置かれた可能性がある。大島畠田遺跡の建物遺構は都城盆地だけでなく九州南部においても圧倒的な規模であるが、遺物を検討すると、朱墨が見つかっていないことも合わせ、官衙的な活動を確認することができない。いっぽうで遺跡が成立する時期は、盆地内の各地で集落が増加し開発が進められた時代であった。したがってこの大型建物の性格は、官衙より開発に関わった有力者の邸宅の可能性が浮かび上がってくる。

そこで次に文献史料に目を転じ、大島畠田遺跡のような邸宅が建つ歴史的状況と、邸宅の主として想定される立場の者について検討したい。

2. 平安時代前期の有力者

(1) 律令制下の開墾奨励政策

『和名抄』では日向国に5郡28郷があり、奈良平安時代の日向国の人口は3万人前後と推算されている。 諸県郡には8郷あることから推算すると人口は8,000人から1万人程度と想定され、人口密度の希薄な地域であった。このうち都城盆地に居住していたのは、想像をたくましくすれば2,000~3,000人程度となろうか。また『和名抄』に載る田数を見ると、九州北部の国々はほとんどが1万町を大きく越え、肥後は2万町を上回るのに対して、日向・薩摩・大隅の3カ国はいずれも5,000町に達していない。九州南部は開発・開墾のフロンティアであり、日向国のなかでも大隅・薩摩に近い広大な諸県郡地域は、その余地の大きい地域であったと考えられる。

さて前近代、とりわけ古代においては、農業・土木技術が未発達であるゆえに既懇地の荒廃が恒

常的に発生した。そのため再開墾や新開墾の活動が継続して必要であり、律令制下、政府は一貫して再開墾・新開墾を奨励し、開墾者に便宜を図っていた。

政府の開墾奨励政策は、養老田令荒廃条にもみられる。

凡公私田、荒廃三年以上、有能借佃者、経官司、判借之、雖隔越亦聴、私田三年還主、公田六年還官、限満之日、所借人口分未足者、公田即聴充口分、私田不合、其官人於所部界内、有空 閑地願佃者、任聴営種、替解之日還公。

義解によると、私田とは位田・賜田・口分田・墾田であり、これら以外が公田である。本条では、公田・私田で3年以上耕作が放棄されている荒廃田について、その土地を借りて耕作を希望する者があれば国府に申請し、期間限定で借りて耕作できること、国司も希望者がいないところならば耕作してよいが「「、その田は国司交替の際に収公することを定めている。荒廃田を他者が耕作するには、「官司に経れ」ることで国家による土地管理下に置いていたのである。

さて政府は、養老6年 (722) に百万町歩開墾計画を出し、翌7年 (723) に三世一身法を施行、さらに天平15年 (743) に墾田永年私財法を発して開墾を奨励する。墾田永年私財法は当初は身分による面積の制限があったが後に外されるなど改定があるので、ここでは『弘仁格式』(弘仁11年 (820) に撰進) に収められた、すなわち9世紀に有効法であった格を引用しておく。

勅、墾田拠養老七年格、限満之後依例収獲、由是農夫怠倦開地復荒、自今以後、任為私財無論 三世一身、悉咸永年莫取、其国司在任之日、墾田一依前格、但人為開田占地者、先就国申請、 然後開之、不得因茲占請百姓有妨之地、若受地之後、至于三年、本主不開者、聴他人開墾。

天平十五年五月二十七日山

法の内容は次の通りである。まず墾田は養老七年格(三世一身法)を改めて収公しないことにする。 しかし国司が任地で開いた墾田は、養老七年格を継承して収公する。養老七年格では、「養老七年格 格云、其れ旧溝に依りて墾するは其の一身に給うなり。新たに堤防を作し墾するは給いて三世に伝 うなり。国司はすべからず。」⁽¹³⁾と、国司は三世一身法の特典の対象外であった。

墾田永年私財法では、百姓の農業経営の妨げになる地を占めた申請を防ぐため、開墾のために地を占める際、事前に国に申請し許可書を得ることが必要であること、許可を得て3年たっても占地者が開墾しない場合は収公し、他人の開墾を許可できる、とある。ここでも国司に開墾のため土地を占める許認可権が与えられている。だからこそ政府は、国司に任地における墾田の私財化を一貫して認めなかった。そもそも養老雑令外任人条では、国司が赴任地で田地を占めて、地元農民と利を争うことを禁じていた。

凡外任官人、不得将親属賓客往任所、及請占田宅、与百姓争利。

しかし、なかには権限を悪用する国司がおり、8世紀末には国司の私墾田を禁じる法令がたびたび発せられている。たとえば延暦3年(784)11月には次のような韶が出ている。

詔曰、民惟邦本、本固国寧、民之所資、農桑是切、比者諸国司等、厥政多僻、不愧撫道之乖方、唯恐侵漁之未巧、或広占林野、奪蒼生之便要、或多営田園、妨黔黎之産業、百姓彫弊、軄此之由、宜加禁制、懲革貪濁、自今以後、国司等不得公廨田外更営水田、又不得私貪墾關侵百姓農

桑地、如有違犯者、収獲之実、墾闢之田、並皆没官、即解見任、科違勅之罪、夫同僚并郡司等、相知容隱、亦与同罪、若有人礼告者、以其苗子、与礼告人¹⁶。

ここでは、このごろ諸国司が林野を占有したり田園を営むなどして、地元農民の生業を妨げていることを厳しく非難し、国司職分田のほかに水田を営むこと、百姓の農桑地を侵して開墾することを禁じ、没収・解任などの処罰を示している。さらに国司の同僚や郡司が事情を知って容認していた場合も同様に罰するとあることから、国司による開墾や私営田経営に、地元有力者である郡司が加担する場合のあったことがわかる。

このような国司に対する禁制は、9世紀になっても重ねて出されている。

太政官符

応禁断国司買墾田并占田地事

右、太政官去延曆三年十一月三日符偁、比者諸国司等撫育乖方、侵漁肆意、或広占林野、或多 営田園、百姓彫弊、職此之由者、今被大納言正三位藤原朝臣園人宣偁、奉勅、如聞、諸国司等 不率朝憲、専求私利、百端纡欺一無懲革、或仮他人名多買墾田、或託言王臣競占腴地、民之失 業莫不由此、宜重下知嚴加禁制、若亦有違犯者、解任科罪等事、一依先格、其所買占田地亦依 数没官。

弘仁三年五月三日山市

弘仁3年(812)の太政官符は、まず先の延暦3年11月の命令を引用したうえで、今も諸国司らが 政府の命令を守らず私利を求め、他人名義で多くの墾田を買ったり、或はाを王臣に託して肥えた 地を占有する者があり、民が生業を失うと非難している。

政府は開墾を奨励し続けたのであるが、開墾のため地を占める許認可権が国司にあるため、水利や地味が良いなど条件の良い土地を占有することは国司に有利であった。そこで他人名義や王臣の権威を借りるなど、さまざまな手段で農業経営活動を行うケースが生じていたのである。

(2) 前豊後介中井王の事例

問題になっていたのは現任国司の活動だけではない。8世紀末には、任期を終えた前任国司や王 臣子孫の活動も、民衆の農業を妨げるものとして、特に大宰府管内において問題になっていた。

太政官符

応検括浪人事

右太政官延曆十六年四月二十九日下大宰府符偁、従二位行大納言神王宣、奉勅、括責浮宕、先 已下知、今聞、秩満解任之人、王臣子孫之徒、結党群居、同惡相済、佞媚官人、威陵百姓、妨 農奪業、為盡良深、宜厳検括勤還本郷、情願留住、便即編附、去留之事夏月令畢、附大帳使別 状申上、若有犯者、不論蔭贖、科違勅罪、移配遠処、土人容而不申、官司知而不糺者、亦与同 罪者、右大臣宣、奉勅、件格年紀已久、風威陵遅、府司忘却而不為情、土民許容而不忍申、宜 重下知之厳令検括。

斉衡二年六月二十五日¹⁸

延暦16年(797)4月、太政官は大宰府に以下の命令を下している。大宰府管内で、任期を終えた 国司や王臣子孫が、徒党をくみ群居して悪行をなし、現役人に媚び、一方で百姓を脅して生業を妨 げていると非難したうえで、彼らを本郷に還らせること、もし留住を望む者は現地の戸籍に附すこ と、去るか留まるかは夏のうちに決め、大帳使に附して太政官へ報告すること、違犯者があれば蔭 贖に関わらず違勅罪に科し、遠処に移配すること、容認して申告しない地元民や、知っていて礼さ ない役所もまた与同罪とせよ、と。そして斉衡2年(855)6月にも、重ねて大宰府に取り締まり を命じている。

ここでは前任国司や王臣子孫といった、一定以上の身分のある中央政府関係者や貴顕につながる者が、大宰府管内にて経済活動を行い、それが民衆の生業を妨げていることが問題とされている。国史に登場する前豊後介中井王はその代表的事例といえよう。以下、西別府元日氏の研究時により、中井王の活動をみておこう。承和9年(842)8月、太政官が豊後国司・大宰府からの申し出を受け、中井王を豊後から送還することを決定した記事である。

大宰府言、豊後国言、前介正六位上中井王私宅在日田郡、及私営田在諸郡、任意打損郡司百姓、 因茲吏民騒動、未遑安心、又本自浮宕筑後肥後等国、威陵百姓、妨農奪業、為蠹良深、中井尚 欲入部徵旧年未進、兼徵私物、而調庸未進之代、便上私物、倍取其利、望請、准拠延曆十六年 四月二十九日格旨、令遷本土、太政官処分、罪会去七月十四日恩赦、宜身還本郷²⁰。

中井王の所業として豊後国司が指摘しているのは、まず日田郡に「私宅」が、豊後国の諸郡に「私営田」がある。そして耕作・経営のため郡司・百姓を暴力的に動員していたというが、これは現任豊後国司の言い分であり、西別府氏は、彼らは負債の代償として動員された側面や、中井王と利害が一致して自ら従った側面も考える必要があるとされる²¹¹。また筑後や肥後にも出入りし百姓の農業の妨げとなっているという。さらに中井王自身が豊後国へ来て、任期中の未納分を百姓から徴収する(これは残務処理である)ときにあわせて私物を徴収(私出挙であろう)しているという。調庸の代納を高利で行っていたとも指摘している。

豊後国は、延暦16年の浪人を検括すべしという太政官符の趣旨にもとづき、前介中井王の問題点を挙げて豊後国から本土へ還らせてほしいと大宰府を通して太政官へ言上した。太政官は、中井王の罪については恩赦(太政天皇不予による)により免じるが、本人は還らせることを命じたのである。

西別府氏は、豊後や筑後・肥後で得られた富は、都の貴族である中井王にとって都で使用されてこそ価値が高まるもので、彼に土着する意思はなかったと指摘される²²²。中井王は「私宅」を国府所在の大分郡ではなく日田郡に置いていたが、これは彼が常住した邸宅ではなかろう。豊後介の館は大分郡にあったであろうし、中井王の本宅は京にあったと考えられる²³³。これに対して筑後と筑前に通じる交通の要衝である日田郡の「私宅」は、経済活動のための拠点であって、ここから筑後や肥後へも出入りしていたのであろう²⁴³。そしてこれらの私宅・私営田は中井王の私財として、子孫へ継承されるものであったのであろう²⁵³。

大島畠田遺跡が所在する都城盆地は、日向国府所在郡ではないが、日向国府から大隅国府へ通じ

る交通路上にあり、遺跡は大淀川と庄内川の合流する河川交通の要衝に位置するという立地に共通性がみられる。遺跡が成立する時期も、中井王が「私宅」「私営田」を設けた時期と重なってくる。 したがって大島畠田遺跡の邸宅の主について、まず中央政府から赴任した国司クラスの人物が、可能性として指摘できよう。

(3)地元有力者

9世紀半ばになると、日向国内の地元でも経済的な有力者と想像される人物が現れている。貞観 8年(866)正月、日向国人で従七位下の位階をもつ日下部清直が、借外従五位下の位階を授けられた記事がある。

日向国人從七位下日下部清直授借外從五位下過

借位とは仮に授ける位階である。政府は天長元年(824)、「善政」を行った郡領を国司に推薦させ、これに「栄級を借授」して励みとし、この位階の与奪はその後の功績次第にするという命令を出していた。国史に「借位」をもつ人物は清直を除いて25名見える、うち官職が記されている者は郡の大領が12名、権大領3名、擬大領2名、権少領・軍団の大毅・国医師(採銅使)が各1名で、大領が最も多い。日下部清直は官職の記載がなく、このとき郡司ではなかったことがわかるが、従七位下の位階をすでに有していることから、郡領を輩出する階層の出身で、郡領を勤めた経験者であった可能性があろう。

また清直は「日向国人」とあるのみで本郷とする郡が明らかでない。日下部氏は児湯郡都万神社の祀官に見え、平安時代後期になると日向国衙で最も有力な在庁官人となり、国務を現地で担う「在国司職」を勤めている²²⁴。したがって、もとは児湯郡に本拠を置く有力一族であったと考えられる。ただ、たとえば寛治年間(1087~1094)以前に新たな拠点形成のため宮崎郡の国富地方(宮崎市本郷北方・南方周辺)へ進出していたことが、都万社制請の記事より推測されている⁶⁰。11世紀のことであるが、地元の伝統的な勢力が郡を越えて進出することもあったのである。

ところで借位が授けられた理由が具体的に記されているものをみると、承和10年(843)には「農田を制課すること一千五百七十一町、戸口を増益すること二千四十一人」³¹により、清直の授位と同年の貞観8年には「稲十万束を献じ公用に充てるを以て」⁵²、仁和元年(885)には「百姓に代り調庸を済するを以て」⁵³、仁和2年には「私物を以て官用を助け、民に代り公を済す」⁶⁴により、いずれも借外従五位下を授けられている。したがって日下部清直も同様の、広域の開発・開墾もしくは多額の私財の供出といった功績に対して授位されたものと推測される。それが可能なほどの多くの労働力を動員し大規模な農業・地域の経営を行う力を清直は持っていたと想定されるのである。

借位は国司の推薦によるから、日下部清直は当時の日向国司との関係が良好であったのであろう。 貞観8年の日向守は、前年(865)正月に任じられた田口朝臣業雄で¹⁵³、清直はこの業雄によって 推挙されたのかもしれない¹⁵³。

おわりに

大島畠田遺跡の大型建物は、9~10世紀の九州南部においては圧倒的に大きく、四脚門を南門として伴うなど格式も備えていた。主屋を南北棟にしつつ、建物の南側に人工的に池状の溝を掘って中島を造営し祠もしくは小堂を設けるなど、周辺の集落とは隔絶した景観をもつ邸宅であったと想像される。遺物は供膳具や国内外の陶磁器類の出土量が周辺遺跡より群を抜いて多く、ここで饗宴が行われた証とみなされる。

人々が集まり宴を行う契機のひとつとして、農業労働の報酬として飲食物を提供する「魚酒」があげられる。山形県米沢市の国史跡古志東遺跡で検出された桁行10間・梁行3間の三面廂付き掘立 住建物は地域の有力者の拠点と評価されるとともに、出土木簡から「魚酒」提供の雇傭労働がなされていたと指摘されている^⑤。

しかし大島畠田遺跡では、中島を伴う庭園のような印象を与える池状遺構や陶磁器類の出土量が目立って多いことなどから、一般農民を集める「魚酒」提供が主であったとは想定しがたい。谷口武範氏は、馬渡遺跡で検出された四面廂建物が郷長クラスの、現地の小首長の居宅であり、都城盆地内の複数の小首長の上に立ったのが大島畠田の邸宅の主であったと推測されており^図首肯できる。「魚酒」提供もあったかもしれないが、主たる参加者は現地の小首長層およびそれ以上の階層であったと想定しておきたい。また京都産の緑釉陶器も少なからずみられるなど、ここは畿内を含めた広域の流通にアクセスできる有力者の拠点であった。そのような人物として第一に挙げられるのが、都から赴任した国司であろう。

大島畠田遺跡では出土文字資料が極めて少ないため、邸宅の主を確定することはできないが、本稿では日向国司および国司に近い者、あるいは国司と良好な関係を持つ地元の有力者層が考えられることを指摘した。さらに日向国司と結託した大宰府官人や、国司と結託した「王臣子孫之徒」などの可能性も考えられる。9世紀後半からは大宰府による管内支配が強化されてゆくことが指摘されており⁶⁸、大宰府関係者がその立場を利用して経済的拠点を獲得しようと進出が始まっていたかもしれない。ただ都城盆地に関して文献史料に大宰府官人の姿を確認できるのは、万寿年間(1024~1028)に大宰大監平季基が都城盆地の「無主の荒野の地」を開発し藤原頼通に寄進したとされる記録である¹⁴⁰。

近年、東北地方において平安時代の大型建物が検出され、四面廂を伴うものも少なからずみられる⁴¹。古代日本における南北のフロンティアの比較検討が必要であるが、本稿では及ばなかった。 今後の課題としておきたい。

計

- (1) 谷口武範・福田泰典『宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第178集 国指定史跡大島畠田遺跡』 (宮崎県埋蔵文化財センター、2008年)
- (2) 桒畑光博·下田代清海『都城市文化財調查報告書第109集 国指定史跡大島畠田遺跡』(宮崎県都城市教育委員会、2013年)

- (3) 緑和陶器は多くが破片で総数81点、総重量824gが出土している。灰和陶器は破片であるが51点、総重量622g、坏が多い。白磁碗 I 類は総重量260g、小さな玉縁口縁を呈し、高台は幅広の蛇の目高台で、胎土は精良である。越州 窯系青磁は99点、総重量1590g、碗と大碗に I 類・II 類が認められ、ほか皿、水准がある(前掲註 1報告書、142~144頁)。
- (4) 宮崎県西都市に所在する日向国庁跡の調査成果によると、8世紀後半に成立した「品」字形に建物配置された定型化国庁は、同位置で建て替えを繰り返し、10世紀代に廃絶した。南面する正殿は桁行7間(約18.9m)・梁行4間(約12m)の南北二面廂付き東西棟で、建物総面積が226.8㎡、柱掘り方の径は0.8~1 mであった。掘立柱建物が2時期、礎石建物が1時期、その後再び掘立柱建物が建てられたと考えられている(津曲大祐「日向国府跡」『西都市史 資料編』西都市、2015年)。
- (5) 葉畑光博「島津荘は無主の荒野に成立したのか」(『南九州文化』109号、2009年)
- (6) 桒畑光博『都城市文化財調查報告書第62集 馬渡遺跡』(宮崎県都城市教育委員会、2004年)
- (7) 桒畑光博『都城市文化財調査報告書第71集 坂元A遺跡・坂元B遺跡』(宮崎県都城市教育委員会、2006年)
- (8) 前掲註(6) 報告書、120頁。
- (9) 桒畑光博編『都城市文化財調査報告書第24集 並木添遺跡』(宮崎県都城市教育委員会、1993年)
- (10) 山下大輔『都城市文化財調査報告書第111集 真米田遺跡・ヒ日市前遺跡』(宮崎県都城市教育委員会、2014年)。なお、九州南部の平安時代の陶磁器の出土状況を検討した堀田孝博氏によると、畿内産緑釉陶器や東海産灰釉陶器は、畿内から海路を経て宮崎平野部へ流入し、都城盆地へもたらされたものとみられている。陶磁器類の流入はこのルートと、九州北部から西海岸沿いを南下して川内川をさかのぼるルートの2つが並存しており、いずれにせよ都城盆地は両ルートの終着点で、最終消費地であった(堀田孝博「物の動きから見た都城盆地の境界性」地方史研究協議会編『南九州の地域形成と境界性』雄山閣、2010年)。
- (11) 坂上康俊「古代の目向国」(坂上ほか編『宮崎県の歴史 (第二版)』山川出版社、2015年) 65頁。なお『和 名抄』によると、筑前国は15郡105郷、筑後国は10郡54郷 豊前国は8郡43郷 豊後国は8郡41郷、肥前国は 11郡45郷、肥後国は14郡99郷あり、日向国の郷が少ないこと、つまり律令制の原則にもとづけば戸数・人口の少ないことがわかる。
- (12) 『和名抄』に載る諸国田数のうち西海道諸国(壱岐・対馬を除く)は次の通りである。筑前18,500町余、筑後12,800町余、肥前13,900町余、肥後23,500町余、豊前13,200町余、豊後7,500町余、日向4,800町余、大隅4,800町余、薩摩4,800町余。また『色葉字類抄』(鎌倉時代初期成立)に至ると、田数は次のようになっている。筑前19,750町、筑後22,828町、肥前14,432町、肥後23,788町、豊前13,278町余、豊後7,546町、目向7,236町、大隅3,773町、薩摩4,640町。建人8年(1197)の図田帳では、九州南部三国の総田数を次のように記す。日向8,064町、大隅3,017町、薩摩4,010町。これらの田数を検討した坂上藤俊氏は、日向国の田数について『和名抄』の伝える5,000町弱が奈良時代の開発の結果を、それ以降の史料の伝える7,000~8,000町が平安時代の開発の結果を表しているとみられる(坂上「律令制下の行政機構」『宮崎県史 通史編古代2』宮崎県、1998年、234頁)。
- (13) 酉別府元日『律令国家の展開と地域支配』(思文閣出版、2002年) 29頁。
- (山)『類聚三代格』巻15、天平15年(743)5月27日勅。

- (15)『令集解』田令荒廃条古記。
- (16) 『続日本紀』延暦3年(784) 11月庚子条。
- [17] 『類聚三代格』巻15、弘仁3年(812)5月3日太政官符。
- (18) 『類聚三代格』巻12、斉衡 2 (855) 6月25日太政官符。
- (19) 西別府元日「豊後の官人と王朝貴族」(『大分市史』上巻、大分市、1987年)
- 20 『続日本後紀』承和9年(842)8月庚寅条。
- (21) 前掲註 (19) 論文、897頁。
- ② 同上。国史には約10年後の仁寿3年(853)正月7日に従五位下を授けられ(『日本文徳天皇実録』同年正月戊戌条)、斉衡3年(856)に散位従五位下として文室真人を賜姓された記事が見え(『同』同年11月辛酉条)、中央貴族であり続けた。
- (23) 9世紀の中級貴族の家宅の所在地に関して、たとえば文室宮田麻呂は、「京宅」と「難波宅」(『続日本後紀』承和10年12月戊寅条)に加え、「家中区、地十五町、水田卅五町」が「近江国滋賀・栗太・野洲・甲賀・ 蒲生・神崎・高嶋・坂田等郡」にあったとある(『日本三代実録』貞観5年8月15日乙亥条)。
- (24) 中井王の日田郡の「私宅」の遺跡・遺構は未発見であるが、その位置について田中裕介氏は、筑後・肥後 への通行の便利と豊後諸郡への移動を勘案して、現在の日田市高瀬地区に所在した可能性を指摘される(田中裕介『一般国道210号線日田バイパス建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書1 日田市高瀬遺跡群の調査1』 大分県教育委員会、1995年、102~103頁)。
- ② 形成が奈良時代末に遡る例であるが、藤原黒麻呂が上総介・守であった宝亀5~11年 (774~780) に手に 人れた牧を開墾して始まった上総国藻原荘と、黒麻呂と子春継の代に少しずつ買得して形成した田代荘が、 春継の子良尚に継承され、さらにその子の菅根らが継承して、両荘を寛平2年 (890) 興福寺に施入している (『朝野群載』巻17)。良尚は上総介に任じられた経歴をもつものの近衛府・兵衛府の官人を務めており、 基本的に在京していた (加藤友康「上総国藻原荘について」『千葉県史研究』 3、1995年、佐々木恵介『受 領と地方社会』山川出版社、2004年)。
- (26) 『日本三代実録』貞観8年(866) 正月8日乙酉条。
- 27) 『類聚三代格』巻6、天長2年(825) 7月8日太政官符所引天長元年8月20日官符。
- 28 日下部清直のほか、地方の人物と思われる者が借位を持つ記事は以下の19件ある。
- ①『類聚国史』巻99(叙位)天長8年(831)2月丁亥条 借外従六位下勲六等伴刈田臣継立、外正七位下勲六等他田舎人足主二人外従五位下。
- ② 『類聚国史』巻99 (叙位) 天長 9年 (832) 4月癸未条 借外従五位下勲五等吉使部金人外正五位下、借外従六位上勲六等湯坐菊多臣福足外従五位下。
- ③『類聚国史』巻99(叙位)天長9年7月戊戌条 借外従五位下蓋原公高核授外従五位下。
- ④『続日本後紀』承和8年(841)3月癸酉条 陸奧国柴田郡権大領外従六位下勲七等阿倍陸奧臣豊主、黒川郡大領外従六位

陸奧国柴田郡権大領外從六位下勲七等阿倍陸奧臣豊主、黒川郡大領外從六位下勲八等靭伴連黒成、江刺郡 擬大領外從八位下勲八等上毛野腦沢公毛人等並借授外從五位下、皆由国司裒举也。

- ⑤ 『続日本後紀』承和10年(843)3月壬子条 相摸国大住郡大領借外従五位下壬生直広主授外従五位下、以去承和七年国司裒举、今依格所授也。
- ⑤ 『続日本後紀』承和10年11月己亥条 陸奥国磐城郡大領借外従五位下勲八等磐城臣雄公、黒川郡大領外従五位下勲八等朝伴連黒成、並授従五位 下、裒公勤也。
- ① 『続日本後紀』 承和10年12月乙卯条 下野国那須郡大領外従六位下勲七等丈部益野、勧課農田一千五百七十一町、増益戸口二千四十一人、国司 夏挙、借外従五位下。
- ⑧『続日本後紀』嘉祥元年(848)11月辛未条 大和国吉野郡大領吉野連豊益、依政績有聞、借授外従五位下。
- ⑨『日本三代実録』貞観元年(859)2月25日辛亥条 以長門国医師従八位下海部男種麿為採銅使、詔、三箇年内所進銅鉛、年別各足三千斤者、須借授五位、其 後三年內不減此数者、随為真。
- ⑩『日本三代実録』貞観3年(861)8月21日壬戌条 肥後国飽田郡大領外従七位上建部公貞雄借外従五位下。
- ①『日本三代実録』貞観3年10月16日丙辰条陸奥国石瀬郡大領外従五位下(ママ)石瀬朝臣富主授借外従五位下。
- ●『日本三代実録』貞観4年(862) 3月20戊子条 河内国河内郡大領正六位上河内連田村麻呂、信濃国埴科郡大領外従七位上金刺舎人正長、小県郡権少領外 正八位下他田舎人藤雄等並授借外従五位下。
- ⑤『日本三代実録』貞観6年(864)7月15日己亥条 陸奥国磐瀬郡権大領外正六位」磐瀬朝臣長宗借叙外従五位下。
- ⑤ 『日本三代実録』貞観6年8月17日辛未条 播磨国赤穂郡大領外正七位下秦造内麻呂借叙外從五位下。
- ⑤ 『日本三代実録』貞観7年(865)11月2日己卯条
 陸奥国磐瀬郡大領借外従五位下磐瀬朝臣富主授外従五位下。
- ⑩『日本三代実録』貞観8年(866)8月7日己卯条 越前国今立郡大領外正六位上生江臣氏緒授借外従五位下、以献稲十万東充公用也。
- ⑩『日本三代実録』貞観11年(869)3月15日癸酉条陸奥国柴田郡権大領外正八位上阿倍陸奥臣永宗、名取団大毅外正六位上刑坂宿祢本継並授借外従五位下。
- ③ 『日本三代実録』仁和元年(885)閏3月19日甲辰条 下総国海上郡大領外正六位上海上国造他田日奉直春岳、借外従五位下、以代百姓済調庸也。
- ③『日本三代実録』仁和2年(886)12月18日壬戌条 越中国新川郡擬大領正七位上伊弥鎮臣貞益、以私物助富用、代民済公、仍授借外従五位下。
- 29「日下部姓郡司系図」(『宮崎県史 史料編 古代』宮崎県、1991年) 391頁以下。

- (30) 石川恒太郎『赤江郷土史』(赤江振興会、1964年)、福島金治「日向国」(中世諸国一宮研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』岩田書院、2000年)、井田篤「清武の荘園」(『清武町史 通史編 上巻』清武町、2004年)
- (31) 前掲註 (28) ⑦参照。
- (32) 前掲註 (28) ⑥参照。
- (33) 前掲註 (28) (18参照。
- (34) 前掲註 (28) (19参照。
- (35) 『日本三代実録』貞観7年(865) 正月27日己酉条。
- (36) 国司が推挙してから授位されるまでに要する期間が不明であるため、あるいは業雄の前任である藤原朝臣 雄竜の推挙による可能性などもある。雄竜は『日本三代実録』貞観2年(860)正月16日丁卯条に任官記事が ある。
- (37) 三上喜孝「古志田東木簡からみた古代の農業労働力編成」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』36号、2001年)、『米沢市埋蔵文化財調査報告書第73集 古志田東遺跡』(米沢市教育委員会、2001年)
- (38) 谷口武範氏によるコメント「大島畠田遺跡について」(2018年1月21日歴史シンポジウム「大島畠田遺跡から島津荘へ」) における発言。
- (39) 佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下巻、吉川弘文館、1984年)
- (40) 正応元年(1288) 島津庄々官等申状(『旧記雑録前編』巻9)。また野口実「島津荘の成立」(『都城市史通史編 自然・原始・古代』都城市、1997年) 参照。
- 41) 奈良文化財研究所編『第15回古代官衙・集落研究会報告書 四面廂建物を考える』(奈良文化財研究所、 2012年) に全国の集成がなされている。
- 付記 本稿は、2018年1月21日都城市ウェルネス交流プラザで開催された歴史シンポジウム「大島畠田遺跡から鳥津荘へ」でのコメントに大幅な加筆・修正を行ったものである。また本研究はJSPS科研費15K02852の助成をうけている。